

## 中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項

- 表1の「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす**法人**又は**個人事業者**を指します。

業務に従事する者(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)を指します。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・会社役員
- ・個人事業者及びその家族従業員(同一生計者で3親等内の親族をいう。)
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者

### 表1

業種 (日本標準産業分類に基づく業種分類)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
⑤ 医療を主たる事業とする法人 総務省の定める日本標準産業分類のうち、「831 病院」「832 一般診療所」「833 歯科診療所」「8542 介護老人保健施設」に当てはまるものを指します。	—	300人以下
⑥ ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。	3億円以下	900人以下
⑦ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑧ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑨ 協同組合等、特定非営利活動法人	<表2> 参照	

ただし、次に該当する場合は除きます。

- みなし大企業 (次のア～ウのいずれかに該当する中小企業者をいう。)  
ア 一つの大企業(中小企業以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者  
イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者  
ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者
- 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等

# 表 2

名称	要件
中小企業等協同組合 (事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、 信用協同組合、協同組合連合会、企業組合)	次の①②の <b>いずれか</b> を満たす者 ①特定事業(以下同じ)を行うもの ②構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
農業協同組合(同連合会)、水産業協同組合、 森林組合(同連合会)、生産森林組合、 消費生活協同組合(同連合会)	
商店街振興組合(同連合会)	
協業組合	特定事業を行うもの
生活衛生同業組合(同連合会)、 生活衛生同業小組合	次の①②の <b>両方</b> を満たす者 ①特定事業を行うもの又は、その構成員が特定事業を行う者であるもの ②直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 <b>5,000万円(卸売業1億円)以下</b> 又は従業員数 <b>50人</b> <b>(卸売業100人)以下</b>
酒造組合(同連合会、同中央会)	直接又は間接の構成員の三分の二以上が 資本金 <b>3億円以下</b> の法人 <b>又は</b> 従業員数 <b>300人</b> 以下
内航海運組合(同連合会)	
酒販組合(同連合会、同中央会)	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 <b>5,000万円(卸売業1億円)以下</b> の法人 <b>又は</b> 従業員数 <b>50人(卸売業100人)以下</b>
特定非営利活動法人	次の①～③の <b>いずれか</b> に当てはまる者 ①小売業を主たる事業とする事業者 →従業員数 <b>50人</b> 以下 ②卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者 →従業員数 <b>100人</b> 以下 ③その他の業種を主たる事業とする事業者 →従業員数 <b>300人</b> 以下

※「特定事業」とは、次に掲げる業種「以外」の業種を指します。

農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)

※次の法人は中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものになります。

弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

※中小企業基本法及び中小企業信用保険法に規定する「会社」に含まれないことから、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び学校法人は**補助対象外**です。

ただし、医業を主たる事業とする場合は、中小企業信用保険法に規定する「医業を主たる事業とする法人」に該当し、**補助対象者**となります。